

特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ会員規約

第1条 会員資格

1. 正会員とは、以下に掲げる特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ(以下「FIJ」といいます)の目的に賛同し、その事業を推進するために入会を申し込み、FIJが入会を承認した個人及び団体で、総会の議決権を有する会員(特定非営利活動促進法上の社員)をいいます。

- (1) 目的 FIJは、ファクトチェックの普及、啓発等に関する事業を行い、社会に誤った情報が拡がるのを防ぐ仕組みを作ることを目的とする。
- (2) 事業 FIJは、前掲の目的を達成するため、非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - ①ファクトチェックに関するガイドライン等の整備・啓発事業
 - ②ファクトチェックの担い手の育成・評価事業
 - ③ファクトチェック活動に資する情報収集・支援事業
 - ④その他目的を達成するために必要な事業

2. 賛助会員とは、前項のFIJの目的に賛同し、その事業を賛助するために入会を申し込み、FIJが入会を承認した団体で、総会の議決権を有しない会員をいいます。

3. 正会員及び賛助会員(以下「会員」といいます)は、入会申込みの手続きを完了した時点で、本規約及びこれに付随する規約(会員特典規約等、以下「本規約等」といいます。)の内容を承諾したものとみなします。

第2条 会員規約の変更等

FIJは、会員の事前承諾なしに、本規約等を追加、修正、変更できるものとします。ただし、本規約等を追加、修正、変更したときは、すみやかに会員に通知します。

第3条 入会

1. 会員になろうとする者は、本規約等を承認の上、所定の手続きによりFIJ理事長に入会を申し込むものとします。

2. 会員となる日は、入会を申し込んだ日とします。

3. 会員の地位は、次条により会員資格を喪失するまで存続するものとします。

4. 会員の地位及び会員特典は、本規約等その他に定めがある場合を除き、第三者に利用させたり、譲渡、貸与、売買、質入等をすることはできません。

5. 入会申込みをした者及び会員は、FIJが会員特典等の情報提供や通知のために運営するメーリングリストへの登録を承諾するものとします。登録された会員等は、事後いつでもメールアドレスの変更や登録解除を求められます。

6. 入会申込み日から1ヶ月以内に以下の事由が判明したときは、FIJ理事長は入会承認取消しまたは入会拒否を通知することができるものとします。

- (1) 当法人の目的に反し、またはその事業を阻害する恐れのある行為があったとき。
- (2) 当法人の活動が政治、宗教、営利活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 暴力団等反社会的行為を目的とする団体等およびその構成員、これらの関係者。
- (4) 入会申込み時に申告した情報の全部又は一部に虚偽があったとき。
- (5) 会費を納入しなかったとき。
- (6) 本規約等に違反する行為その他不適切な行為があったとき。

第4条 退会・除名・資格喪失

1. 会員は、退会届を提出した場合、資格期間の経過をもって会員資格を喪失します。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、FIJは、総会または理事会の決議により除名することができるものとします。

- (1) 定款もしくは本規約に違反したとき。
- (2) FIJの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 入会申込み時に申告した情報の全部又は一部に虚偽があったとき。

3. 会員は、以下の事由に当たるときは、その資格をただちに喪失します。

- (1) 第3条第6項により入会承認取消しまたは入会拒否の通知がなされたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) FIJが指定する期限までに次条で定める会費を納入しなかったとき。
- (4) 前項の総会または理事会の決議により除名されたとき。
- (5) 本規約の改廃に伴い、所有する会員資格の期限を満了、または会員資格の種類が消滅したとき。

第5条 会費

1. 会員は、入会を申し込んだ日から1ヶ月以内、更新時は資格期限満了の翌日から1ヶ月以内に、以下に定められた年会費を支払うものとします。

(1) 正会員(総会の議決権あり)

個人 30,000円

法人・団体 1口100,000円(中小企業法に定める中小企業(小規模企業者を含む)は5口以上、中小企業以外は10口以上とする。)

(2) 賛助会員(総会の議決権なし)

法人・団体会員 1口100,000円

2. 会員資格は年会費支払日から翌年同月末日までとします。

3. 入会申込みをした会員は、すみやかに年会費をFIJが指定する方法により納入するものとします。入会申込み日から1ヶ月以内に会費を納入しなかった場合は、第3条第6項により入会拒否または入会承認取消しがなされる場合があります。

4. いったん納入された会費は、退会その他いかなる理由であれ返金しないものとします。

5. 会員は、第4条により会員資格を喪失した場合を除き、次年度も自動的に会員となり、年会費をFIJが指定する期限までに納入するものとします。

第5条の2 年会費の減免制度

1. 当法人に特別の功労があり理事会が適当と認める者については、理事会の決定により、正会員の年会費を免除もしくは減額できるものとします。

第6条 会員特典

1. FIJは、会員に対し、別紙会員特典記載のサービス(以下「会員特典」といいます)を提供するものとします。

2. 会員が前条の会費を納入しなかったときは、FIJは、会費の納入が確認できるまで、会員特典の提供を停止することができるものとします。

3. 諸事情により会員特典の内容を変更またはその提供を中断・中止したときは、FIJは、すみやかに会員に通知します。FIJは、それによって生じた会員及び第三者の損害については一切責任を負わないものとします。

4. 会員特典として提供したサービスに含まれる著作物等コンテンツの著作権は、FIJ及びその著作者に帰属し、事前の承諾なく、第三者に提供、配布、販売等を行うことを禁じます。

5. 会員が会員特典のサービスを利用する際に、FIJの目的に反する行為やその事業を阻害する行為、本規約等に違反する行為、名誉毀損などの違法行為その他会員として不適切と認められる行為を行ったときは、投稿の削除、会員特典の停止などの対応をとる場合があります。

6. 会員が会員特典のサービスの利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、FIJは一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとします。

第7条 変更の届出

1. 会員は、氏名、法人・団体の名称、住所・所在地、電話番号、メールアドレス等、申込み時におけるFIJへの届出内容に変更があった場合、すみやかにFIJに変更の届出をするものとします。

2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当法人は一切その責任を負わないものとします。

第8条 会員情報等の取扱い

1. FIJは、別途定める個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に従って会員情報を管理するものとします。

2. 会員はFIJの個人情報の取扱いが法令に従って行われる限り、これに異議をとなえないものとし、FIJは責任を負わないものとします。

附則

1. 本規約は、2018年2月4日から施行する。

附則

1. 本規約は、2018年7月1日に一部改定し、施行する。

附則

1. 本規約は、2018年12月5日に一部改定し、施行する。

附則

1. 本規約は、2019年1月4日に一部改定し、施行する。

附則

1. 本規約は、2019年8月1日に一部改定し、施行する。

附則

1. 本規約は、2019年10月7日に一部改定し、施行する。

附則

1. 本規約は、2021年5月10日に一部改定し、施行する。

(別紙)

ファクトチェック・イニシアティブ会員特典規約

1 賛助会員の特典

- (1) 賛助会員(法人・団体)は、以下の特典を受けられる。
 - (a) FIJサイトへの掲載(ロゴなし)

- (2) 賛助会員に属する役員、常勤社員・職員は、以下の特典を受けられる。
 - (a) FIJのslackワークスペースへの登録
 - (b) 会員専用ページにおいて提供しているコンテンツの閲覧・視聴

2 正会員の特典

- (1) 正会員(個人)は、以下の特典を受けられる。
 - (a) FIJのslackワークスペースへの登録
 - (b) 会員専用ページにおいて提供しているコンテンツの閲覧・視聴

- (2) 正会員(法人・団体)は、以下の特典を受けられる。
 - (a) FIJサイトへの掲載(ロゴあり)
 - (b) 疑義言説データベース(ClaimMonitor)の閲覧利用の維持管理費の減額

- (3) 法人・団体に属する役員、常勤社員・職員は、以下の特典を受けられる。
 - (a) FIJのslackワークスペースへの登録
 - (b) 会員専用ページにおいて提供しているコンテンツの閲覧・視聴

2022年4月10日施行